



2020年9月11日

各位

会社名 株式会社フジマック
代表者名 代表取締役社長 熊谷 光治
(コード番号 5965 東証第2部)
問合せ先 管理本部長 宮田 貴司
(電話 03-4235-2207)

決算期（事業年度の末日）の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2020年11月13日開催予定の臨時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、決算期の変更を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

コロナ禍のいま、業務効率を向上することが急務となっており、グループ内での会計処理統一による効率化、財務諸表の比較可能性の向上、グローバルなグループ経営管理の強化及びスピード経営の加速を目指し決算期を統一し、経営情報の適時・適確な開示をはかり、経営の効率化及び透明性をさらに高めるためであります。

2. 決算期変更の内容

現在 : 毎年3月31日

変更後 : 毎年12月31日

決算期変更の経過期間となる第72期は2020年4月1日から2020年12月31日までの9ヶ月決算となる予定です。

また、現在、決算期が12月末日以外の連結子会社につきましても、同様の変更を行う予定です。

3. 今後の見通し

第72期の業績見通しにつきましては、2020年8月12日付「2021年3月期決算短信」にて未定とさせて頂いておりますが、決算期変更後の2020年4月1日から2020年12月31日につきましても新型コロナウイルス感染症の第二波や影響の長期化の懸念により、依然として先行きに対する不透明感が継続しており引き続き未定とさせて頂きます。今後、予想が可能となった時点において、速やかに開示いたします。

4. 定款の変更について

① 内容

別紙のとおりであります。

② 日程

定款変更のための株主総会開催日 2020年11月13日（予定）

定款変更の効力発生日 2020年11月13日（予定）

以上

<別紙>

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第11条 当会社の定時株主総会は、毎年<u>6月</u>にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時にこれを招集する。</p> <p>(基準日)</p> <p>第12条 当会社は、毎年<u>3月31日</u>の最終の株主名簿に記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第11条 当会社の定時株主総会は、毎年<u>3月</u>にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時にこれを招集する。</p> <p>(基準日)</p> <p>第12条 当会社は、毎年<u>12月31日</u>の最終の株主名簿に記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>
<p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第30条 当会社の事業年度は、毎年<u>4月1日</u>から翌年<u>3月31日</u>までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第31条 当会社は、株主総会の決議により毎年<u>3月31日</u>の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>2 当会社は、取締役会の決議により毎年<u>9月30日</u>の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第30条 当会社の事業年度は、毎年<u>1月1日</u>から同年<u>12月31日</u>までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第31条 当会社は、株主総会の決議により毎年<u>12月31日</u>の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>2 当会社は、取締役会の決議により毎年<u>6月30日</u>の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>(経過措置)</p> <p><u>第30条の規定にかかわらず、第72期事業年度は2020年4月1日から2020年12月31日までとする。</u></p> <p><u>なお、第31条は変更後の定款を適用する。</u></p> <p><u>なお、本附則は、2021年1月1日をもってこれを削除する。</u></p>

以 上